

久喜市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める書類)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、法第91条に規定するセンターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請を取り下げようとする者は、取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第5条の3第1項の認定の申請、認定更新の申請及び変更認定の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、管理計画不認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告の徴収)

第5条 市長は、法第5条の8の規定により管理の状況の報告を求めるときは、

管理計画認定マンション管理状況報告通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 法第5条の8の規定により報告を求められた認定管理者等（法第5条の5の認定管理者等をいう。以下同じ。）は、管理計画認定マンション管理状況報告書（様式第4号）に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

（改善命令）

第6条 市長は、法第5条の9の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

- 2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令を受け、必要な措置を講じた場合には、改善報告書（様式第6号）に報告内容を説明するための書類を添えて市長に報告するものとする。

（取りやめる旨の申出）

第7条 法第5条の10第1項第2号の管理の取りやめの申出をしようとする認定管理者等は、管理計画認定マンション管理取りやめ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（取消しの通知）

第8条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

取 下 届

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

久喜市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

管理計画の(認定・更新・変更) 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
取 下 げ の 理 由	

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

管理計画不認定通知書

次の申請について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定をしないこととしたので通知します。

管理計画の（認定・更新・変更） 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
不 認 定 の 理 由	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の

翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提訴することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

管理計画認定マンション管理状況報告通知書

次のマンション管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、管理計画認定マンションの管理の状況について報告してください。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
報告を求める内容	

様式第4号（第5条関係）

管理計画認定マンション管理状況報告書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、次のとおり管理計画認定マンションの管理の状況について報告します。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
報告の内容	

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

措 置 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、次のとおり改善に必要な措置を命じます。なお、この命令に違反したときは、同法第5条の10の規定により、認定を取り消すことがあります。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	
措置の期限	
措置を命ずる理由	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提訴することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第6条関係）

改 善 報 告 書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、改善命令を受けたため、必要な措置を講じましたので、次のとおり報告します。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	

様式第7号（第7条関係）

管理計画認定マンション管理取りやめ届

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、久喜市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
取りやめの理由	

※この申出について決議した集会の議事録の写しを添付してください。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

認 定 取 消 通 知 書

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
取消しの理由	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査

請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提訴することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。